

## 燃料国策と石油資源開発 : 北樺太石油株式会社と帝国石油株式会社

野田, 富男  
九州情報大学経営情報学部

<https://doi.org/10.15017/3740>

---

出版情報 : 経済学研究. 70 (4/5), pp. 53-72, 2004-04-30. 九州大学経済学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 燃料国策と石油資源開発

—北樺太石油株式会社と帝国石油株式会社—

野 田 富 男

## 目 次

はじめに

### 第1章 石油業法の成立過程と石油資源開発

1. 北樺太油田の獲得と対ソビエト外交問題
2. 石油業法の成立過程における石油資源開発

### 第2章 石油鉱業部門における統合

1. 石油資源開発法と帝国石油資源開発株式会社の成立
2. 帝国石油株式会社の成立過程

おわりに

はじめに

我が国の石油政策は、戦前戦時を通して軍事的目的と密接に関連しながら展開されてきたといえる。特に、海軍の要請を反映しながら実行され、必ず政策の裏には軍事的目的が読み取れるのである。大正末から昭和初期にかけて検討された燃料国策案には、海外石油資源の獲得および石油企業の合同という項目が盛り込まれており、戦争が近づくとともに段階を経て具現化されて行く。海外石油資源の獲得の具体化が北樺太石油であり、海軍の政策と深く関連している。また、国内石油資源開発の国家合同案の具現化が帝国石油という国策会社の成立と見なせるであろう。こうした、戦前の石油政策とそれ

に従い、設立された2つの石油会社は、軍事目的を背負いつつどのような活動を展開していったのであろうかという点に着目しつつ検討を重ねて行くことにしたい。

### 第1章 石油業法の成立過程と石油資源開発

#### 1. 北樺太油田の獲得と対ソビエト外交問題

北樺太油田が最初に発見されたのは、1880（明治13）年であり、現地の毛皮商人イワノフによってオハ川上流に石油の大露頭が発見された。彼は、同地の石油鉱区画定・油田試掘権の申請をするが、諸般の条件が整わず試掘権を獲得するに至らなかった。その後、ロシア人による試掘・調査が行われ有望な油田であることが判明した。1903（明治36）年には、イギリス調査隊も北樺太に入り調査を行った。ロシア政府は、こうした石油利権をめぐる動きに刺激され、1906年から1909年にかけて、数回にわたって北樺太に油田調査隊を派遣した。北樺太油田開発を目的としてペトログラード商会とサハリン採鉱会社という二会社が出現した。サハリン採鉱会社は、1909年59鉱区の試掘権を得たが、法規違反のため二年後失権処分を受け解散した。一方ペトログラード商会は、1909年に9つの試掘鉱区を得、1914年ロシア極東工業会社と

改称し、その時までには236件の試掘鉱区を獲得した。同社は、ロシアの貴族、大臣からの投資を受けて成長し、さらに資金の安全なる運営を計るためイギリス資本をも導入した。当時、イギリスで北樺太油田開発の利権獲得を目的として組織されていたファースト・サガレン・シンジケートと合同し、1910年ロンドンでセカンド・サガレン・シンジケートという新会社を設立した。そして、ロシア極東工業会社の所有する油田開発利権の半分を新会社に移した。しかし、両社の所有する鉱業権は1917年から1918年の間に期限切れとなるため、新たにロシア政府に有望鉱区についての永久開発権付与を申請したが許可されなかった<sup>1)</sup>。

次にわが国による北樺太油田開発の経緯について見ていくことにしよう。わが国において北樺太の油田が注目され始めたのは、日露戦争中に日本軍が北樺太を占領し、1906年から1907年にかけて日露間の南北樺太境界画定の交渉が行われて以降のことである。天津にあった支那石油会社の代理店である松昌洋行は、1911年に北樺太に技師を派遣し現地の調査を行い、油田開発の有望なることを海軍省および日本石油に報告した。前記のロンドンにおける北樺太油田利権獲得の活動も日本人の知るところとなり、大隈重信をはじめとする識者の間でも海外石油資源の獲得の必要性が説かれていた<sup>2)</sup>。

当時、北樺太西海岸の炭坑経営を行いロシア有数の企業であったイワン・スタヘーエフ商会は、前述の1918年までにロシア人出願の石油利権が全部消滅するのに着目して、同年同社支配人を日本に派遣、大隈重信に日露合弁石油会社

の設立を申し出た。大隈はこれを好機として捉え、久原鉱業社長久原房之助を紹介した。1918（大正7）年5月スタヘーエフ商会と久原鉱業との間に合弁事業に関する覚え書が交換され、第一回目の調査隊が北樺太に派遣された。調査隊は、数カ月にはわたる現地調査を行い、同年初冬に帰国した<sup>3)</sup>。

従来より油田事業の監督督励をしていた海軍省は、この活動経緯に着目し、久原鉱業一社だけではなく広く民間有力企業を集め、組合を組織して事業を促進する方針を打ちだした。こうした海軍省の呼びかけにより1919（大正8）年、久原鉱業、三菱商事、大倉商事、日本石油、宝田石油の五社が提携して北辰会という組合を組織した。北辰会は、「久原・スタヘーエフ契約」の権利・義務一切を継承し、従業員二百余名を現地に派遣し採掘活動に着手した。しかし、現地における治安は、極めて悪く1920（大正9）年1月下旬尼港（ニコライエフスク港）事件が勃発した。北樺太対岸に位置するロシア領ニコライエフスク方面に駐屯していた日本人部隊および在留邦人は、突然パルチザンの包囲攻撃を受け七百名が惨殺される事件が発生した。そして、北樺太のアレクサンドロスク港もまた過激派に占領されたため、日本から救援部隊が出動することとなった。日本軍の出動によって事件は鎮圧され、同年4月アレクサンドロスクにおける混乱は一応治まった<sup>4)</sup>。

日本政府は、この事件以降5年間北樺太の保障占領を行うと同時に、油田地域に守備隊を派遣した。北辰会では、この事件発生のため活動を中止していたが、治安が回復すると採掘作

1) 帝石史資料蒐集小委員会編『帝石史編纂資料（その一）』昭和34年、394ページ。  
2) 同上書、398ページ。

3) 同上書、398ページ。

4) 井口東輔『現代日本産業発達史 II 石油』交詢社、昭和38年、188～189ページ。

業を再開した。1922（大正11）年、北辰会は新たに三井鉱山および鈴木商店を加えて株式会社北辰会に改組、橋本圭三郎が会長に就任した。1924（大正13）年日ソ間の国交が修復され、北樺太の石油利権に関する問題が国家間レベルで交渉されることとなった。

1925（大正14）年1月20日、北京で「日ソ国交修復条約」が成立し、さらに同年12月14日モスクワにおいてソ連領北樺太油田の開発に関する利権契約の調印が実現した。利権契約が国家間において正式に成立したので、北辰会は、その利権一切を新たに設立される北サガレン石油企業組合に譲渡することとした。そして、1926年1月28日の臨時株主総会でその趣旨が可決され、同社は解散した<sup>5)</sup>。

北サガレン石油企業組合とは、ソビエト政府との間に締結された利権契約中の規定による北樺太油田を開発するための「日本政府の推薦する日本国企業」として設立された組合であり、北辰会の利権を受け継ぎ利権契約成立後は勅令によって北樺太石油株式会社に改組された。その設立経緯をみると、1925年6月総理大臣加藤高明は、日ソ国交修復条約締結にともない新たに設立される企業を組織するため、各方面の実業家を官邸に招き、関係各省の大臣および次官列席のもとに北樺太石油利権の会社設立に関する懇談会を開催した。この席上で利権会社発起人団が決まり、海軍中将中里重次を利権契約交渉の日本代表者および北樺太石油利権会社社長とする提案が日本石油社長橋本圭三郎より出され可決された<sup>6)</sup>。

新会社は、北サガレン企業組合として発足

し、1925年7月同社社長中里重次は日本代表としてモスクワに赴き、正式会談23回および技術会議10数回を経た後、同年12月14日石油利権契約を成立させた。ソ連政府との契約内容は、北樺太油田の5割を日本政府が推薦する日本当業者に与えることを約し、また利権契約締結後1年以内に、1,000万平方露里（約3億4,400万坪）の試掘権および油田が確定したらその5割の開発権を同日本当業者に与えるというものであった。なお、試掘期限は5年ないし10年、油田開発期間を40年ないし50年とし、その間の日本当業者の企業目的に必要な伐採権、交通運輸の施設、必要物資の無税輸入、生産物の無税輸出を認め、収益的経営を不可能とするような課税または制限を加えないことが約束された。

1926（大正15）年3月5日、勅令第9号により商法適用外の優遇措置をとることとし、同社の監督官庁は商工省と定めた。この勅令により同社は、北樺太石油株式会社として改組され、設立趣意書・定款・目論見書・油田概況および施業計画概要が新たに作成された。資本金を1,000万円とし、株式引き受けは所管商工省の承認を得て北辰会、発起人、および一般公募の三者をほぼ同率とした。商工大臣に会社設立の申請を出願、同年6月2日に許可が下り、6月7日に創立総会が開催された。創立時の役員は、次の通りである<sup>7)</sup>。

取締役社長	中里 重次	
取締役	橋本圭三郎	林 幾太郎
	押川 方義	山田 文慈
	牧田 環	松方幸次郎
	斎藤 浩介	島村金次郎
	末延 道成	

5) 前掲『帝石史編纂資料（その一）』402ページ。

6) 同上書、403ページ。

7) 同上書、405ページ。

監査役 津下紋太郎 中野 貫一  
湯川 寛吉

次に北樺太石油会社の事業経緯について見て行くと、同社設立と同時に社長、各幹部および従業員四百余名が現地に渡り、オハ鉱業所で諸般の調査を進め、採掘準備に取りかかった。事業第1年度（1926年6月～1927年3月）は、調査・採掘準備が活動の中心であったが新掘成功井6坑、産油量3万3,000トンの成果を上げた。第2年度（1927年4月）以降、オハおよびカタングリ鉱区の開発を進め、さらに貯油施設の拡充を行い、1930（昭和5）年には貯油能力20万トンに達した。また、同鉱区の海岸には海軍の援助で海底パイプラインが設置されるなど、設備も充実した<sup>8)</sup>。会社創業以来4年間のオハ鉱区における新採掘井54坑は、全てが成功するという好成績を示し、産油量も2年度7万7,000トン、3年度12万1,000トン、4年度18万6,000トンと増加して行った。表1-1および表1-2は、オハ油田の開発状況を示したものであるが、1928年～1934年頃までが最盛期と言える。搬出量も1932～1933年には、30万トンを超えるものとなり、そのほとんどが海軍に納入された<sup>9)</sup>。カタングリ鉱区の方も表1-3に見られるように、徐々にではあるが開発が進み、1936年～1938年には、2万トンを超える採油量となっている。

ソ連政府との契約では、試掘期限は10年としその間に新たに開発された油田は採油鉱区に編入できることとなっていた。そのため、北樺太石油会社は1,200万円に上る試掘予算を計上し、

1928年に日本政府に半額補助を申請した。しかし、政府の認識が充分でなかったため対応が遅れ、ようやく1932年10万円、1933年28万円の試掘補助金が交付された程度であった。表1-4は、各年度の営業成績であるが1930年以降油田開発の進展に伴い、収入も増加しているのであるが純益は1935年まで減少している。これは、試掘予算を自社収益で賄った結果、支出の増加となり純益が圧迫されたことを意味している。配当もその影響を受けて、八分配当が維持できずに1934年には無配となっている。

北樺太石油会社の経営を圧迫する要因は、これだけではなく、さらに大きな問題を抱えていた。ソ連政府との契約では、現地従業員の半数はロシア人労働者を雇用することとなっていた。1936年の従業員数内訳は、日本人1,139名、ロシア人1,539であり、さらに翌年の37年には、日本人1,811名に対しロシア人労働者は2,155名に増加している<sup>10)</sup>。ソ連政府は、ロシア人労働者の雇用条件を不当に引き上げ、同社の経営をさらに困難なものとした。特に1936年日独防共協定が成立すると、日ソ間の国際関係は悪化し始め、試掘期限の延長申請は認められなくなりソ連側の要求は厳しくなる一方であった。日本政府は、1937（昭和12）年以降5年間に12,847,000円にのぼる石油試掘交付金を支給して援助を行ったが、日中戦争の拡大、事実上の日ソ間の戦闘状態を示したノモンハン事件（1938年）その後続く太平洋戦争勃発の大きな流れには抗し得ず、1942（昭和17）以降、採油活動は中止された。そして1943（昭和19）年4月、北樺太石油会社の資産は、石油鉱業部門の一元的統合

8) 同上書、416ページ。

9) 燃料懇話会編『日本海軍燃料史上』原書房、昭和47年、599ページ。および『日本海軍燃料史下』1159～1161ページ。

10) 前掲『帝石史編纂資料（その一）』451～452ページ。

燃料国策と石油資源開発

表 1-1 オハ鉱区年度別掘鑿坑井数

年 度	新掘採油井	累 計	掘下井	廃坑井
1926(大正15)	(11) 5	16	2	0
1927(昭和 2)	10	26	0	0
1928( 3)	15	41	1	2
1929( 4)	24	65	4	4
1930( 5)	28	93	3	4
1931( 6)	21	114	5	2
1932( 7)	38	152	5	2
1933( 8)	32	184	9	4
1934( 9)	16	200	3	7
1935(10)	17	217	8	4
1936(11)	23	240	4	5
1937(12)	17	257	3	2
1938(13)	2	259	2	0
1939(14)	1	260	1	1
1940(15)	0	260	0	3
1941(16)	0	260	0	4
1942(17)	0	260	0	2
1943(18)	0	260	0	0
合 計	249	260	50	46

出所) 帝石史資料蒐集小委員会編『帝石史編纂資料(その一)』昭和34年、453ページ。

表 1-2 オハ鉱区年度別採油量・燃料消費量・購入量・搬出量

(単位 トン)

年 度	採 油 量	燃料消費量	ソ連石油トラス トから購入	搬 出 量
1926(大正15)	33,037	3,500	—	20,600
1927(昭和 2)	77,227	7,400	—	44,900
1928( 3)	121,356	12,600	—	90,300
1929( 4)	186,641	19,400	27,700	131,500
1930( 5)	192,145	24,700	37,300	199,000
1931( 6)	186,329	29,200	112,500	272,800
1932( 7)	186,073	30,300	135,000	313,600
1933( 8)	193,355	28,000	124,700	313,600
1934( 9)	161,849	26,100	123,200	241,500
1935(10)	163,473	27,500	40,000	174,600
1936(11)	155,183	27,900	40,000	167,000
1937(12)	130,369	30,500	100,000	217,300
1938(13)	101,676	30,300	—	127,200
1939(14)	84,894	30,900	—	51,400
1940(15)	57,358	29,900	—	45,300
1941(16)	43,709	26,400	—	15,600
1942(17)	51,578	26,800	—	—
1943(18)	17,049	8,500	—	9,500
1944(19)	—	—	—	17,300
合 計	2,143,364	419,900	740,400	3,453,000

出所) 帝石史資料蒐集小委員会編『帝石史編纂資料(その一)』昭和34年、454ページ。

表1-3 カタングリ鉱区年度別掘鑿坑井数・採油量

(単位 トン)

年 度	年度末坑井数		採 油 量	燃料消費量	搬 出 量
	採油井	休止井			
1928(昭和3)	(1)	(2)	10	10	—
1929( 4)	1	3	420	420	—
1930( 5)	3	5	1,230	1,230	—
1931( 6)	3	5	1,820	1,820	—
1932( 7)	2	6	1,160	1,190	—
1933( 8)	2	6	2,400	1,500	—
1934( 9)	7	5	3,000	3,280	—
1935(10)	7	7	4,190	3,420	—
1936(11)	20	7	24,960	7,490	—
1937(12)	27	10	20,220	9,150	—
1938(13)	28	10	25,600	10,190	34,000
1938(14)	28	10	9,530	4,710	4,060
1940(15)	0	38	0	0	—
1941(16)					8,060
採 鑿 井 計	35 ( )は北辰会 引継井		94,720	44,410	46,120

出所) 帝石史資料蒐集小委員会編『帝石史編纂資料(その一)』昭和34年、455ページ。

表1-4 各年度営業成績一覧表

(単位 円)

事業年度	払込資本金	収 入	支 出	純 益	配 当	次年度繰越金
1926(大正15)	4,000,000	982,229	900,286	47,830	なし	45,330
1927(昭和2)	4,000,000	2,161,855	1,658,351	378,504	8分	47,834
1928( 3)	6,000,000	3,584,428	2,550,513	594,915	8分	73,749
1929( 4)	8,000,000	5,005,792	3,535,050	822,742	8分	145,99
1930( 5)	10,000,000	5,636,387	3,758,217	1,015,169	8分	186,161
1931( 6)	12,500,000	5,046,794	3,498,287	891,507	7分	133,668
1932( 7)	12,500,000	5,302,500	3,803,300	796,200	6分	79,869
1933( 8)	15,000,000	5,626,922	3,977,373	869,549	5分	110,217
1934( 9)	17,500,000	5,082,382	3,730,827	301,554	なし	370,772
1935(10)	17,500,000	5,838,041	4,003,334	769,707	3分	501,479
1936(11)	20,000,000	6,432,153	4,066,303	1,269,849	6分	455,829
1937(12)	20,000,000	5,934,658	3,685,824	938,834	4分	455,663
1938(13)	20,000,000	7,830,606	6,303,120	362,486	4分	0
1939(14)	20,000,000	9,807,327	7,912,820	842,507	4分	0
1940(15)	20,000,000	9,247,904	7,458,424	849,479	4分	0
1941(16)	20,000,000	9,504,564	7,619,645	849,249	4分	0
1942(17)	20,000,000	11,092,209	9,347,784	847,221	4分	0
1943(18)	20,000,000	8,437,885	6,205,456	872,075	4分	0

出所) 帝石史資料蒐集小委員会編『帝石史編纂資料(その一)』昭和34年、460~461ページ。

を目指して設立された国策会社帝国石油株式会社（1941年8月）に引き継がれ活動を停止した。最後に、北樺太石油会社の経営的特質について触れておくことにしたい。表1-5の同社における主な役員の内任推移を見ると、トップ・マネジメント集団の中心は、海軍関係者からなり日本石油を始めとする各企業の代表者が取締役役に就任している。本社設立の経緯については、ここで見たように国家レベルでの海外石油資源獲得の具体的現れであったと言えよう。特に海軍を中心とした政府官僚の呼びかけにより、財閥をも含む企業集団によって事業は運営され民間企業とは違った待遇がなされていた。前章で見たように、日本における海外石油資源の獲得活動は企業間レベルでは容易ならざるものであって、現実には国家の政策をも含むものとして成立した。北樺太石油会社は、戦前における海外石油資源開発のモデル・ケースの存在であったと言える。北樺太石油会社の存在は、昭和戦前期の燃料政策にも大きな影響を及ぼしていたと考えられる。次に、そうした燃料政策の基礎を形成したと考えられる燃料調査委員会およびそれ以降後の政策立案過程を検討して行くことにしよう。

## 2. 石油業法の成立過程における石油資源開発

1926（大正15）年、前節で触れたように北樺太油田および炭田の行政権が海軍省から商工省へ委譲されたのを契機として、商工省鉱山課内に燃料担当の事務官が置かれるとともに、同省主催による燃料調査委員会が発足し（同年10月）、本格的な燃料政策が審議されることとなる。

燃料調査委員会は、商工省・外務省・大蔵省・陸軍省・海軍省から各関係者が集まり、燃

料国策についてそれぞれの立場から総合的な検討を行った。同委員会は、1928年8月まで12回にわたり審議を重ね同年8月6日、商工大臣に燃料調査委員会答申を提出した。同答申は、第一次大戦後の激変する世界の石油情勢にわが国が如何に対応して行くかについて、それまで政府の関係各省で検討されていた事項が初めて統合された形となったものであった。また、その後の石油政策についての基本方針を示したものであると言えよう。

その答申は、商工審議会（昭和2年5月設置）にも引き継がれさらに検討が加えられて行くこととなる。昭和4年5月、商工審議会の中に新たに燃料問題特別委員会が設置され、引き続き審議されて行く。同年5月17日から6月25日までの間に6回にわたる会合がもたれ、主として人造石油政策について検討がなされたようである。同年7月、田中内閣は倒壊し浜口雄幸内閣が成立、商工大臣に俵孫一が就任した。俵商工大臣は、前記諮問を撤回し新たに「石炭石油及其ノ代用燃料ニ関スル具体的国策如何」と諮問、それに応え、商工審議会は「第四（燃料問題）特別委員会」を設置、同年10月から翌5年3月まで21回にわたる審議を行った。

第1回から11回までは、石油および人造石油に関する政策検討がなされ、第12回から20回までは主に石炭政策についての検討がなされいる<sup>11)</sup>。第1回会合では、前特別委員会の経過説明がなされ、さっそく北樺太石油の中里社長より北樺太利権に関する現状報告された。第2回会合では、国内石油資源の開発概況及其将来に

11) 石炭政策の審議経過については、拙稿「燃料国策と石炭統制—石油政策との比較において—」（西南学院大学院『経営学研究論集』第6号、1986年）を参照されたい。

表 1 - 5 主 な 役 員 在 任 期 間

役 職	氏 名	在 任 期 間
取 締 役 社 長	(海軍中将) 中里 重次	1926(大15)年 6 月 7 日 ~ 1935(昭10)年 7 月 19 日
	(海軍中将) 左近司政三	1935(昭10)年 7 月 19 日 ~ 1941(昭16)年 10 月 6 日
	(海軍中将) 荒城 二郎	1941(昭16)年 10 月 6 日 ~ 1944(昭19)年 6 月 30 日
常 務 取 締 役	(海軍少将) 小泉 武三	1935(昭10)年 7 月 19 日 ~ 1941(昭16)年 6 月 23 日
	松村松次郎	1935(昭10)年 7 月 19 日 ~ 1944(昭19)年 6 月 30 日
	(海軍少将) 片山 清次	1941(昭16)年 6 月 23 日 ~ 1944(昭19)年 4 月 30 日
	(陸軍中将) 佐藤正三郎	1941(昭16)年 10 月 6 日 ~ 1944(昭19)年 6 月 30 日
取 締 役	橋本圭三郎	1926(大15)年 6 月 7 日 ~ 1944(昭19)年 6 月 30 日
	林 幾太郎	1926(大15)年 6 月 7 日 ~ 1931(昭 6)年 10 月 31 日
	押川 方義	1926(大15)年 6 月 7 日 ~ 1928(昭 3)年 1 月 18 日
	山田 文慈	1926(大15)年 6 月 7 日 ~ 1932(昭 7)年 3 月 31 日
	牧田 環	1926(大15)年 6 月 7 日 ~ 1935(昭10)年 7 月 19 日
	松方幸次郎	1926(大15)年 6 月 7 日 ~ 1927(昭 2)年 7 月 29 日
	斎藤 浩介	1926(大15)年 6 月 7 日 ~ 1931(昭 6)年 5 月 29 日
	島村金次郎	1926(大15)年 6 月 7 日 ~ 1930(昭 5)年 5 月 29 日
	末延 道成	1926(大15)年 6 月 7 日 ~ 1932(昭 7)年 5 月 30 日
	桜井彦一郎	1928(昭 3)年 5 月 29 日 ~ 1929(昭 4)年 3 月 5 日
	河手 捨二	1930(昭 5)年 5 月 29 日 ~ 1944(昭19)年 6 月 30 日
	伊藤 文吉	1931(昭 6)年 5 月 29 日 ~ 1944(昭19)年 6 月 30 日
	崎川才四郎	1932(昭 7)年 5 月 30 日 ~ 1944(昭19)年 6 月 30 日
	倉知 鉄吉	1935(昭10)年 5 月 30 日 ~ 1944(昭19)年 6 月 30 日
	藤岡 浄吉	1935(昭10)年 5 月 30 日 ~ 1938(昭13)年 6 月 21 日
小川重太郎	1939(昭14)年 5 月 26 日 ~ 1944(昭19)年 6 月 30 日	
桜井 孝	1943(昭18)年 6 月 24 日 ~ 1944(昭19)年 6 月 30 日	
監 査 役	中野 貫一	1926(大15)年 6 月 7 日 ~ 1928(昭 3)年 3 月 5 日
	湯川 寛吉	1926(大15)年 6 月 7 日 ~ 1927(昭 2)年 6 月 6 日
	津下紋太郎	1926(大15)年 6 月 7 日 ~ 1937(昭12)年 10 月 1 日
	矢島 富造	1927(昭 2)年 6 月 6 日 ~ 1940(昭15)年 6 月 25 日
	藤岡 浄吉	1938(昭13)年 6 月 21 日 ~ 1942(昭17)年 6 月 22 日
	芦沢 進	1940(昭15)年 6 月 25 日 ~ 1944(昭19)年 6 月 30 日
	淡輪 雅信	1942(昭17)年 6 月 22 日 ~ 1944(昭19)年 6 月 30 日
相 談 役	中里 重次	1935(昭10)年 7 月 29 日 ~ 1944(昭19)年 6 月 30 日
	(男 爵) 岩倉 道俱	1935(昭10)年 10 月 1 日 ~ 1944(昭19)年 6 月 30 日

出所) 帝石史資料蒐集小委員会編『帝石史編纂資料 (その一)』昭和34年、448~450ページ。

についての説明聴取が行われ、また石油試掘奨励の概況に関する説明聴取もなされた。第5回会合では、国内石油資源開発の具体策の検討がなされ、6回会合において国内石油鉱業の保護と言う立場から石油鉱産税の免除についても議論されている。第7・8回会合では、国内石油企業組織の改善が検討されているが、恐らく企業合同案についての再検討がなされたと考えられる。また、11回会合では海外石油資源の確保及び開発についても議題となっている<sup>12)</sup>。

かくして、昭和5年5月21日に答申「石油及石油代用燃料ニ関スル具体的国策」が商工審議会総会で採択された。

#### 石油及石油代用燃料ニ関スル具体的国策

##### 一、国内石油資源ノ開発

- ①石油地質調査ノ完成、②石油試掘奨励ノ拡張、③石油鉱産税ノ免除、④石油鉱業用鋼管ノ輸入、⑤石油ノ採取能率ノ増進、⑥鉱業権行使ニ関スル弊害ノ除去

##### 二、石油企業組織ノ改善

##### 三、国産奨励ノ徹底

##### 四、製油工場ノ確立

##### 五、海外石油資源ノ確保及開発

- ①海外ニ於ケル石油資源ノ確保、②海外ニ於ケル既得石油資源ノ開発

##### 六、石油代用燃料工業ノ助成及研究ノ奨励

- ①工業化シ得ヘキ代用燃料工業ノ助成；  
（イ）低温乾餾、（ロ）油母頁岩乾餾工業ノ助成、（ハ）ベンゾール工業ノ助成、（ニ）

燃料酒精工業ノ助成、②尚研究ヲ要スヘキ代用燃料ノ研究奨励

右ノ外、燃料問題審議機関ノ常設

しかし、第四特別委員会で作成されたこの答申も、昭和6～7年にかけては殆ど具体化されなかった。燃料政策が具体的に実行に移され始めるのは、満州事変以降、国際情勢の緊迫と軍備増強が進行する過程においてであった。とはいえ、既にこの時期、燃料調査委員会および商工審議会で示された方針が石油政策の基本的方向として官民の識者にとって共通の認識となっていたと言えよう<sup>13)</sup>。次に、石油業法成立過程における石油資源開発政策の経緯について見て行くことにしよう。

昭和8年6月、陸・海軍、大蔵、商工、外務、拓務の各省および資源局の関係局部長の間で組織された「液体燃料問題ニ関スル関係各省協議会」が開催された。これは、満州事変それに伴う国際連盟からの脱退という国際情勢の緊迫が高まり行く中で、勢力圏内における燃料の自給自足が急務となり始めたためであった。商工省は、鉱山局を中心に燃料政策の具体案を検討していた。中島久萬吉商工大臣のもとで、燃料調査委員会・商工審議会の各答申さらには、燃料協会の調査を基礎に成案を得るべく協議が続けられた。鉱山局の案は、国家管理案と許可主義による統制案の二方向で検討されていたようである<sup>14)</sup>。

12) 海外石油資源の獲得経緯および北樺太石油会社の事業活動については、拙稿「西大戦間期の日本石油産業－燃料国策と石油資源開発を中心として－」（『麻生福岡短期大学研究紀要』第7号、1997年）を参照されたい。

13) 武田晴人「燃料局石油行政前史」（『産業政策史研究資料』産業政策史研究所、1979年）213ページ。

14) 北澤新次郎・宇井丑之助『石油経済論』千倉書房、1941年、492ページ。

### 第一案 石油国家管理案

1. 石油ノ生産（採油及製油）、貿易、販売ニ関スル権利ハ之ヲ国家ノ独占トス。
2. 右ノ権利一切ヲ委託スル為メ半官半民ノ合同会社ヲ設立ス。
3. 合同石油会社ハ毎年専売利益中ヨリ関税相当額以上、並ニ合理化ニヨリ節約サレタル経費（約2000万円）ノウチヨリ相当額ヲ政府ニ納入スル事。
4. 政府ハ合同会社納入金及政府持株配当金ヲ以テ石炭低温乾餾工場ヲ設置スルト同時ニ其他ノ代用燃料ノ製造及ヒ使用ヲ奨励スル事。
5. 政府ハ外国会社ノ持株ヲ強制買収ス。
6. 合同会社ハ企業利益金ノ中ヨリ配当ニ優先シ毎年一定額ヲ国内資源ノ開発ニ充ツ。
7. 合同会社ハ次ノ如キ方法ニヨリ之ヲ設立ス。

（イ）政府ハ外国石油会社ノ本邦ニアル資産（五大会社1億6000万円中ライ社、ス社ノ外国2社4000万円）ヲ強制買収シタ合同会社ヲ設立ス。

（ロ）日石、三菱、小倉其他民間石油輸入、生産、販売会社ヲ合同セシム。

8. 政府ハ合同石油会社ニ対シ利益金ノ処分、事業計画、重役ノ任免、国内油田、試掘業務ニ関スル嚴重ナル監督権ヲ保留スル。

### 第二案 許可主義統制案

1. 石油輸入ニツイテハ許可制ヲ採用シ、一定資格ヲ有スルモノニ限り許可ス。
2. 製油所ノ建設拡張ハ国家ノ許可ヲ要ス。
3. 原油ノ輸入ニツイテハ無税又ハ低廉税ヲ課シ、製品ノ輸入ニ対シテハ高率関税ヲ課ス。
4. 英米資本系統以外ヨリノ原油供給ヲ確保スルタメ次ノ方法ヲトル。

（イ）ロシア、ルーマニア等ノ原油ノ輸入ヲ計ル。

（ロ）北樺太石油会社ヲ助成シ徹底的試掘ヲ断行セシム。

（ハ）ボルネオ石油会社ヲ助成シコレガ徹底的試掘ヲ為サシム。

（ニ）シンジケートヲ組織シ海外ニ於ケル石油資源ノ獲得ニ當ラシムルト共ニ海外ノ石油会社ニ投資セシム。

（ホ）国内ノ試掘（北海道、南樺太、台湾）ヲ集中的ニ短期間内ニ助成ス。

5. 政府ハ許可会社ヨリ徴収セル納付金及関税徴金ヲ以テ石炭低温乾餾及石炭液化工場ヲ設立ス。
6. 許可会社ニハ一定量ノ原油貯蔵ノ義務ヲ負ハシメ、原油供給難ニ準備セシム。

第1案については、燃料調査委員会でも検討されたことがあるが、石油業界の現状に適合できない時期尚早な案として却下された経緯がある。第2案は、より現実的な方策としてこれ以降の石油政策の下敷きとなって行く。

このような具体案を基に討議を重ねた結果、液体燃料協議会は、1933（昭和8）年9月に次のような「実施要項」を決定した<sup>15)</sup>。

### 石油国策実施要綱

1. 石油ノ民間保有

有事ニ際シ石油ノ供給ヲ円滑ヲ期スル為原油、重油及揮発油ニ付前年度輸入数量ノ約五割ヲ標準トシテ之ヲ製油業者及輸入業者ニ保有セシムルコト。

2. 石油業ノ振興

15) 同上書、492～500ページ。

(一) 本邦製油業ノ確立振興ヲ図ル為石油ノ輸入及製油業ニ付許可制度ヲ実施スルコト。

(二) 石油業用機械器具ノ製造ニ対シ工業奨励金ノ交付其ノ他適當ナル助長ヲ講ズルコト。

(三) 関税其ノ他ニ付適當ナル方策ヲ講ズルコト。

### 3. 石油資源ノ確保開発

(一) 石油地質調査ノ完成ヲ期スルコト。

(二) 試掘ノ実施促進ヲ図ル為試掘奨励金制度ヲ実施スルコト。特ニ北樺太油田ニ付テハ其ノ試掘期間今後三年ヲ以テ終了スル事情ニ鑑ミ急速且充分ナル開発ヲ助成スルコト。

(三) 海外石油資源ノ調査、確保、開発ニ付相当方策ヲ講ズルコト。

### 4. 代用燃料工業ノ振興 (以下 省略)

商工省鉱山局が纏めた第2案の事業許可制・貯油義務規定を基本方針とするものであった。石油資源開発についての項目を見るに、ようやく北樺太石油の試掘助成金を増加させることが上がっている。この段階では、石油地質調査の完遂と助成金が中心となっており、いまだ開発に必要な組織機構については項目として上っていない。石油行政の現実的な方策として2案を骨子とした石油業法が翌年公布されるのであるが、決して第1案が否定されたことを意味するものではない。企業合同案を最終目標として、差し当たり許可制による石油行政を行い時期が来れば合同案も検討するというのが官民関係各者の見解であった。

商工省は、実施要綱の成案と平行して石油の自給自足の徹底を実現して行く具体策として

「五ヶ年継続事業予算」を作成した<sup>16)</sup>。

#### 燃料政策推進ノタメ五ヶ年継続事業予算案 (鉱山局)

1. 石油資源開発及試掘奨励制度拡大強化ニ関スル経費	10,000千円
2. 石炭液化、アルコール燃料等代用燃料工業拡張ニ要スル経費	10,000千円
3. 鉱山局燃料課新設費、燃料研究所ノ設備拡張・企業組織改善ニ要スル経費	3,000千円
合計	23,000千円
(内、昭和9年度分)	
1. 油田開発・試掘奨励費	2,000千円
2. 北樺太試掘奨励費増加	1,300
3. 代用燃料工業振興費	2,000
4. 燃料課新設費	300
5. 燃料研究所拡張費	800
合計	6,400

石油業法は、実施要綱中の第1、2項を法律化したもので、第3、4項の資源開発および代用燃料研究を推進して行くためのセクションとして燃料課を同省内に新設し、実施に向けて準備を進めて行くこととなった。計画予算案では、総額2,300万円の内1,000万円を資源開発に充てるとし、9年度は200万を油田調査にそして、130万を北樺太石油に対する助成に充てることとしている。ようやく、北樺太石油への支援も本格的なものに成りつつあると言えよう。石油業法の施行に伴い燃料課は、昭和9年6月15日に誕生することとなるが、同課の分担する業務事項は次のような事柄であった<sup>17)</sup>。

16) 朝日新聞社編『朝日経済年史』(昭和9年版)、247~248ページ。

17) 武田晴人、前掲「燃料局石油行政前史」224ページ。

1. 石油業法ノ施行ニ関スル事項
2. 燃料鋳油ノ輸入税免除ニ関スル事項
3. 北樺太ニ於ケル石油及石炭ノ採掘事業ニ関スル事項
4. 石油ノ試掘助成ニ関スル事項
5. 石油代用燃料ノ生産及使用ノ奨励ニ関スル事項
6. 燃料研究所ニ関スル事項

重要産業統制法による統制をさらに一歩進めた業種別立法として立案された石油業法は、1934(昭和9)年3月3日に衆議院に提出され、さらに貴族院の審議を経て同年3月28日に公布となった。同法は、全文17条と付則から成り、1~10条までが統制に関する諸規定で、11~17条は実施の伴う罰則規定となっている。石油事業を政府の許可に基づくものとし、さらに許可を受け事業を営む者は一定の石油保有を義務づけるというものであった。同法の目的とするところは、国内製油業の保護育成にあったから、必然的に外国石油資本を刺激することとなった。特に、日本市場に大きなシェアを占めるライジングサンおよびスタンダード石油の外油2社は、政府に対して抗議を繰り返して行く<sup>18)</sup>。

石油業法の施行によって、石油販売割当制が実施されて行く。第1回の販売割当(9年7月~12月分)は、ライジングサン27.6%、スタンダード18.4%、松方日ソ4.6%、日石24%、小倉12.6%、三菱9.2%、その他3.6%であった。しかし、その割り当て率も、10年には国内製油会社が56%となり外油との比率も逆転し、さらに

11年には国内製油会社62.6%となり外油のシェアは縮小されて行く。また、貯油義務も約半年分とされ、外油側の条件はさらに厳しいものとなって行く。結局、外油2社は最後まで貯油義務を履行せず、営業活動に支障を来さない範囲である3ヶ月分を主張し続けて行くのである<sup>19)</sup>。

このような、外国石油資本との摩擦を生じながらも、石油行政は次の段階へと進んで行く。石油業法可決にあたり、衆議院は4項目からなる付帯決議を追加した<sup>20)</sup>。

#### 衆議院付帯決議

1. 我ガ国内外ノ状勢ニ鑑ミ政府ハ速ニ石油資源ノ獲得開発並代用燃料ノ生産利用等燃料ニ関スル根本策ヲ樹立スヘシ
2. 政府ハ本法施行ニ當リ一部當業者ヲ不當ニ擁護シ為ニ一般消費者ノ利益ヲ害セサル様最前ノ方策ヲ講スヘシ
3. 本法第一条ノ許可ニ付テハ石油供給ノ円滑ヲ阻碍スルコトナキ様格別ノ考慮ヲ加フヘシ
4. 特ニ本法ニ規定セル石油業委員会ノ構成ニ付深甚ナル注意ヲ払フヘシ

#### 貴族院付帯決議

政府ハ我国内外ノ状勢ニ鑑ミ速カニ石油ノ供給及保有ノ完備ヲ期シ国防ニ資スルト共ニ市価ノ急激又ハ不當ナル騰貴ヲ防キ国民生活ニ不安ナカラシムル方策ヲ講スヘシ

すなわち、石油国策実施要綱の3と4の項目の早期実現を目指すこと。そして、その方策を検討するため、石油委員会を設置することとして

18) 拙稿「戦前期燃料国策と英・米石油資本—石油業法の成立過程における外資との交渉—」(西南学院大学院『経営学研究論集』第5号、1985年)を参照されたい。

19) モービル石油株式会社編『100年のありがとう—モービル石油の歴史』1993年、154~155ページ。

20) 武田晴人、前掲「燃料局石油行政前史」226ページ。

いる。次に、石油業法の制定以降の石油政策について見て行くことにしよう。

## 第2章 石油鉱業部門における統制

### 1. 石油資源開発法と帝国石油資源開発株式会社の成立

石油業法（昭和9）の制定にあたり、付帯事項として、「内外の情勢に鑑み政府は速やかに石油資源の獲得開発並びに代用燃料の生産利用等に関する根本国策を樹立すべし」そのために「石油委員会を設置すること」を上げている。1936（昭和11）年6月、前記各省協議委員会が開催され、翌7月「燃料政策実施要項」が打ち出され、翌12年度より実施することが決定された。特に、自給自足の促進と、日本および勢力圏内における総合政策の達成、そして総合政策の推進機関として燃料局を新たに設置することが詠われている。1937（昭和12）年6月、商工省の外局として燃料局が新設され、国内油田の積極的開発が実施されて行く<sup>21)</sup>。

### 燃料政策実施要綱

#### 第一 方針

1. 国防上産業上ノ基礎資源タル液体燃料ノ供給ヲ海外ニ依存スルノ弊ヲ除キ、之ガ自給自足ヲ促進ヲ促進スル為確固タル総合的燃料政策ヲ樹立シ昭和十二年度ヨリ之ヲ実施ス 但シ右政策遂行機関ハ即時之ガ実現ヲ図ル
2. 本政策ノ具体化ニ當リテハ日本及其ノ勢力圏内ノ地域ニ適地適応ノ施設ヲ按配シ総合的

燃料政策ニ趣旨ノ達成ヲ図ル

#### 第二 実施要綱

1. 内外石油資源ノ開発促進
  - (1) 国内油田ノ調査及開発奨励ノ徹底
  - (2) 北樺太ニ於ケル試掘ノ助成
  - (3) 協和鉱業株式会社利権ノ調査及開発ニ対スル補助
  - (4) 其ノ他海外資源ノ開発促進ニ関スル事項
2. 石油代用燃料工業ノ助成
  - (1) 石油代用燃料工業奨励法ノ制定
  - (2) 石炭油化、ガソリン合成及石炭低温乾溜工業ニ対スル損失補填ノ制度ノ設定
  - (3) 其ノ他斯業ノ確立振興ニ関スル事項
3. アルコールノ混合使用ノ強制
  - (1) アルコールノ混用強制ニ関スル法規ノ制定
  - (2) アルコールノ混用ニ因ル損失補償ノ制度ノ設定
  - (3) 其ノ他アルコールノ使用強制ニ関シ必要ナル事項
4. 燃料使用ノ合理化
  - (1) 用途別石炭埋蔵量及生産能力ノ調査並ニ特殊用炭ノ生産及消費ノ規正
  - (2) 燃料ノ有効利用促進
  - (3) 木炭自動車、薪自動車、瓦斯自動車、電気自動車等ノ使用普及
  - (4) 其ノ他燃料ノ消費節約及其ノ合理的使用ニ関スル事項
5. 石油販売統制ノ強化
  - (1) 石油製品ノ規格及販売価格ノ統制
  - (2) 販売機構（外油会社ヲ含ム）ノ合理化
6. 燃料局新設及燃料研究所ノ機関拡充

21) 通商産業省編『商工政策史 第23巻 鉱業（下）』商工政策史刊行会、1980年、155ページ。

石油鉱業は、他の鉱山業とは異なり試掘に莫大な資金投入をする必要があるため、奨励金交

付規則の改正がおこなわれた。その結果、昭和2～8年までの累計214万6,000円であった試掘奨励金が、昭和10～17年までの累で2,139万8,000円となっている<sup>22)</sup>。政府は、試掘奨励金制度の拡大強化を図る目的をもって、石油資源開発法を立案し、第73議会(昭和13)に提出し、可決される。この議会において、「試掘は、国営にしては如何」との質問にたいして、吉野信次商工大臣は「試掘の国営化については技術者が現在、石油会社で養成している以外になかなか見付からない等の理由で現在のところ考えていない。しかし現在の試掘奨励方法で十分であるとは考えていないので、更に補助率を高めるとか、全額を国家にて奨励金として支出し、国営ということから期待し得るような事柄を現在の民営においても期待出来るような方針で進みたい。」と答弁している<sup>23)</sup>。この段階では、まだ民間主導による開発を期待していたようである。

1938(昭和13)年3月、石油資源開発法が公布され、同年7月より試掘および機械設備にたいする助成金の大幅な増額が実施されることとなった。また政府による行政指導も強化された。この法律が実施されることにより、国内油田の開発が促進されたことは確かであるが、民間主導による開発では政府が期待するほどの効果を上げることができなかった<sup>24)</sup>。

この様な状況のもとに、政府の懲慚により日本石油をはじめとする主要な石油鉱業の代表者の中で、開発の推進機関が検討され始める。昭和14年秋以降、内地における未開発有望鉱区の開発、海外石油資源開発に対する協力を目的と

して、帝国石油資源開発株式会社(資本金1,000万円)の設立を計画、政府の燃料政策推進の具体的機関としようとするものであった。第75回帝国議会において同社に対して交付すべき試掘助成金および配当補助金の予算が可決され、1940(昭和15)年6月に会社設立の認可があり、7月創立総会が開催された<sup>25)</sup>。

出資比率では、日本石油45%、日本鉱業30%、中野、旭、小倉、北樺太石油、協和の各社がそれぞれ5%となっている。役員構成を見ると会長に日石の橋本氏、社長に元商工官僚の寺尾氏を迎え官民のバランスを取り、取締役以下は出資会社のメンバーおよび商工省技官・有識者よりなる。職員については、事務89名、技術者41名合計の130名といった(内本社スタッフ20名)比較的小規模の陣容であり、人員も関係会社から割愛を受け、資材関係も商工省、陸海軍両省および関係会社からの支援によるものであった<sup>26)</sup>。

次に事業活動状況を見ると、同年9月末に秋田鉱業所を10月に新潟県柏崎市に出張所を設け試掘作業を開始した。試掘用鑿井機14台、採掘用鑿井機2台を購入し、15年度計画として試掘17坑、採掘2坑を開発することとした。また、翌16年には秋田市に採掘に必要な機材の制作のため鉄工場を設置した。事業状況を概観するに、極めて小規模な活動であると言わざるを得ない。同社は、開発に必要な鉱区を買収を行わず、所有者との共同開発と言う形を取ったため、思うような活動ができずまた、国内油田鉱区の大半は日本石油所有というそのままの状態であった<sup>27)</sup>。

22) 帝石史資料蒐集小委員会編『帝石史編纂資料(その一)』1959年、14～17ページ。

23) 同上書、18～21ページ。

24) 帝国石油社史編さん委員会編『帝国石油五十年史経営編』1992年、23ページ。

25) 前掲『帝石史編纂資料(その一)』61～63ページ。

26) 同上書、67～68ページ。

吉野商工大臣の発言にもあったように、これまで民間主導型の石油資源開発に期待をかけていた政府も、こうした状況下でいよいよ石油鉱業部門の強制的統合政策に踏み切らざるを得なくなっていく。それが次に述べる、帝国石油株式会社法の公布である。戦時下における石油産業の最終的統合段階ともいえる、帝国石油の成立過程についてみて行く。

## 2. 帝国石油株式会社の成立過程

昭和15年から16年にかけての我が国を取り巻く国際関係は、悪化の一途をたどった。オランダ領東インドに石油を求め、石油利権の獲得と石油の長期購入を図って日蘭石油交渉が開始されたが、成果は上がりず失敗に終わる。政府は、自力で内外石油資源の確保を図るため、開発一元化を目的として設立された帝国石油資源開発(株)の機構をさらに強化拡大すべく、半官半民の国策会社、帝国石油株式会社を設立する<sup>27)</sup>。

1941(昭和16)年2月の第76帝国議会において、帝国石油株式会社法案が提出され可決された。同年3月15日公布、7月15日より施行されることが決まり、設立に向けての準備が進められて行くこととなった。まず、ボルネオやエクアドルで石油資源開発を進めていた協和鉱業(株)を既存の帝国石油資源開発(株)に吸収合併して資本金3,000万円とし、さらにそれを新設される帝国石油(株)に吸収合併させるという形を取るの<sup>28)</sup>。

7月22日設立委員34名が選出された。そのメ

ンバーは、左近司政三商工大臣を委員長とし関係各省庁の局長および帝国石油資源開発の役員達によって構成された。8月2日には定款の認可を受け、株式募集など所要の手続きを完了し、同月6日に株式募集を終了している。資本金1億円のうち政府出資5,000万円(100万株)、帝国石油資源開発(株)の吸収合併に伴う引き当て株数60万株、残り40万株が一般の公募となり、石油鉱業、石油精製会社、三大財閥企業など49名に割り当てられた<sup>30)</sup>。16年8月29日、帝国石油株式会社の創立総会が開催され、総裁に前商工大臣の八田嘉明が、副総裁に帝国石油

表2-1 大株主の状況(内訳)

昭和16年9月1日現在		所有比率
株主名		
大蔵大臣	50.00 %	
日本石油	10.50	
三井物産	8.40	
三菱	7.00	
住友本社	6.00	
日本鉱業	3.50	
東亜燃料工業	1.00	
三菱商事	0.80	
三菱石油	0.80	
旭石油	0.70	
中野興業	0.70	

(出所) 帝国石油社史編さん委員会編『帝国石油五十年史 経営編』平成4年3月、330ページ。

資源開発(株)の社長であった寺尾進がそれぞれ就任し、9月1日より事業活動が開始された。設立直後の帝国石油の業務は、吸収合併した帝国石油資源開発(株)に業務を引き継いだにとどまり、従業員も194名に過ぎなかつた。探鉱活動としては、国内では日本石油および日本

27) 日本石油株式会社編『日本石油百年史』1988年、336~338ページ。

28) 前掲『帝国石油五十年史 経営編』23~24ページ。

29) 前掲『帝石史編纂資料(その一)』133~167ページ。設立委員については、同書142~145ページ。

30) 前掲『帝国石油五十年史 経営編』25ページ。

表2-2 統合時の4社石油鉱業部門の規模および財産評価

会社名	出油油田数	出油鉱区数	年間産油量	財産評価額(比率)
日本石油	24	91	千kl 297	123,264(64%)
日本鉱業	4	11	54	43,907(23%)
中野興業	5	11	50	17,780(9%)
旭石油	5	5	10	6,606(4%)
計	38	118	411	191,557(100%)

(出所) 同上書、28ページ。

表2-3 資本金の推移

年月日	資本金		発行済株式数	備考
	新資本金	増加額		
昭和16.9.1	円 100,000,000	円	千株 2,000	帝国石油株式会社法により政府半額出資で設立
昭和17.9.1	250,000,000	150,000,000	5,000	日本石油、日本鉱業、中野興業、旭石油各社の石油鉱業部門を統合(現物出資)
昭和18.2.10	260,000,000	10,000,000	5,200	太平洋石油、大日本石油鉱業を合併
昭和19.7.21	280,000,000	20,000,000	5,600	北樺太石油を合併
昭和20.4.23	460,000,000	180,000,000	9,200	政府所有株式を増加

(出所) 同上書、327ページ。

表2-4 従業員の推移

年月	現職者	退職者	計	増減	主なる増減理由
昭和16.12.1	135	0	135	-	16.9.1設立
17.10.末	6,283	4,355	10,638	+10,503	石油鉱業部門統合と軍務退職者の増
18.3.末	6,622	4,408	11,030	+392	太平洋石油ほか合併による増
19.3.末	7,676	5,361	13,073	+2,007	軍務退職者の増
20.3.末	8,684	6,205	14,889	+1,852	北樺太石油合併と軍務退職者の増

(出所) 帝国石油社史編さん委員会編『帝国石油五十年史 経営編』平成4年3月、342ページ

鉱業の鉱区を除いた未開発鉱区の試掘を行い、海外では引き続きオランダ領東ボルネオでの試掘と南米エクアドルで地質調査を実施したがいずれも予期したほどの成果を見ない内に、我が国は太平洋戦争へと突入して行く<sup>31)</sup>。

表面的に見れば、ここまでの帝国石油（株）の活動は低調のようであるが、政府は戦争の遂行を至上命令として16年9月末より各石油会社に対して、南方の油田および製油所を確保するための石油要員の派遣と機材輸送の準備を命じていた。10月初めに帝国石油、日本石油、日本鉱業、三菱石油、丸善石油、北樺太石油などの各社から7,000名に近い陸海軍石油部隊要員を確保し、国家総動員法に基づく徴用令によりいつでも出動できる体制を整えた。また、石油開発機材については各社に対し手持品の供出令が出され、陸軍には掘削機ロ-列-式118基と綱式15基、海軍にはロ-列-式10基と綱式5基がそれぞれ供出された<sup>32)</sup>。

太平洋戦争突入直後の12月16日には、早くも陸軍は英領ボルネオのミリ、セリア両油田やルトン製油所を接收し、続いて南スマトラのパレンバン地区の油田および製油所、北スマトラ、ジャワ、ビルマの油田を、また海軍は蘭領ボルネオのタラカン、ブニュー両油田、セラム、ニューギニアと相次いで占領し、日本軍は南方各地の産油地域のほとんどを完全に掌握した。占領地域の油田の復旧・開発のために石油部隊が出動するが、帝国石油も約7割の人員と機材が投入された。戦時下での帝国石油は、南方油田の管理運営という新たな役割が加わることとなった<sup>33)</sup>。

戦時下での帝国石油の活動については、今後の課題とすることとして、国内油田地区の買い上げ、接收のことについて見ておくことにしたい。帝国石油資源開発（株）では、実現できなかった国内油田地帯の国有化を実施して行くため、政府は日本石油・日本鉱業・中野興業・旭石油の各社に鉱業部門切り離しによる帝石への統合化を慫慂した。1942（昭和17）年1月、基本的合意が成立し、それに基づいて政府は同年2月に帝石法の改正を行った<sup>34)</sup>。この改正は、石油鉱業の一元化と南方油田の開発体制を整えるための会社機構の拡大および資金調達円滑化を図ることを目的とするもので、政府の出資限度の撤廃、社債発行限度の拡張および副総裁の増員などが盛り込まれていた。同年3月、鉱業部門買い上げに伴う増資を臨時株主総会で議決、資本金2億5千万円（17年9月増資）とすることとした。鉱区買い上げに伴う評価を決定するため、石油鉱業評価審査委員会を設置（17年1月）した。同年4月には、4社の鉱業部門の全資産を帝石が受け継ぎ、またそれに伴って人員の移籍も行われた。

1943（昭和18）年には、大日本石油鉱業（資本金750万円）とメキシコで石油開発事業を進めていた太平洋石油（資本金1,000万円）を吸収合併し、資本金を2億6千万円とした。さらに1944（昭和19）年7月には、休業状態となっていた北樺太石油（資本金2,000万円）を吸収合併し、資本金2億8千万円となり国内のほとんどの油田鉱区を所有するに至った<sup>35)</sup>。

33) 帝国石油株式会社編『帝国石油五十年史 技術編』1992年、17～20ページ。その詳細については、帝国石油株式会社編『第二次大戦中南方油田に於ける日本の操業 状況』1955年、がある。

34) 前掲『帝国石油五十年史 経営編』27ページ。

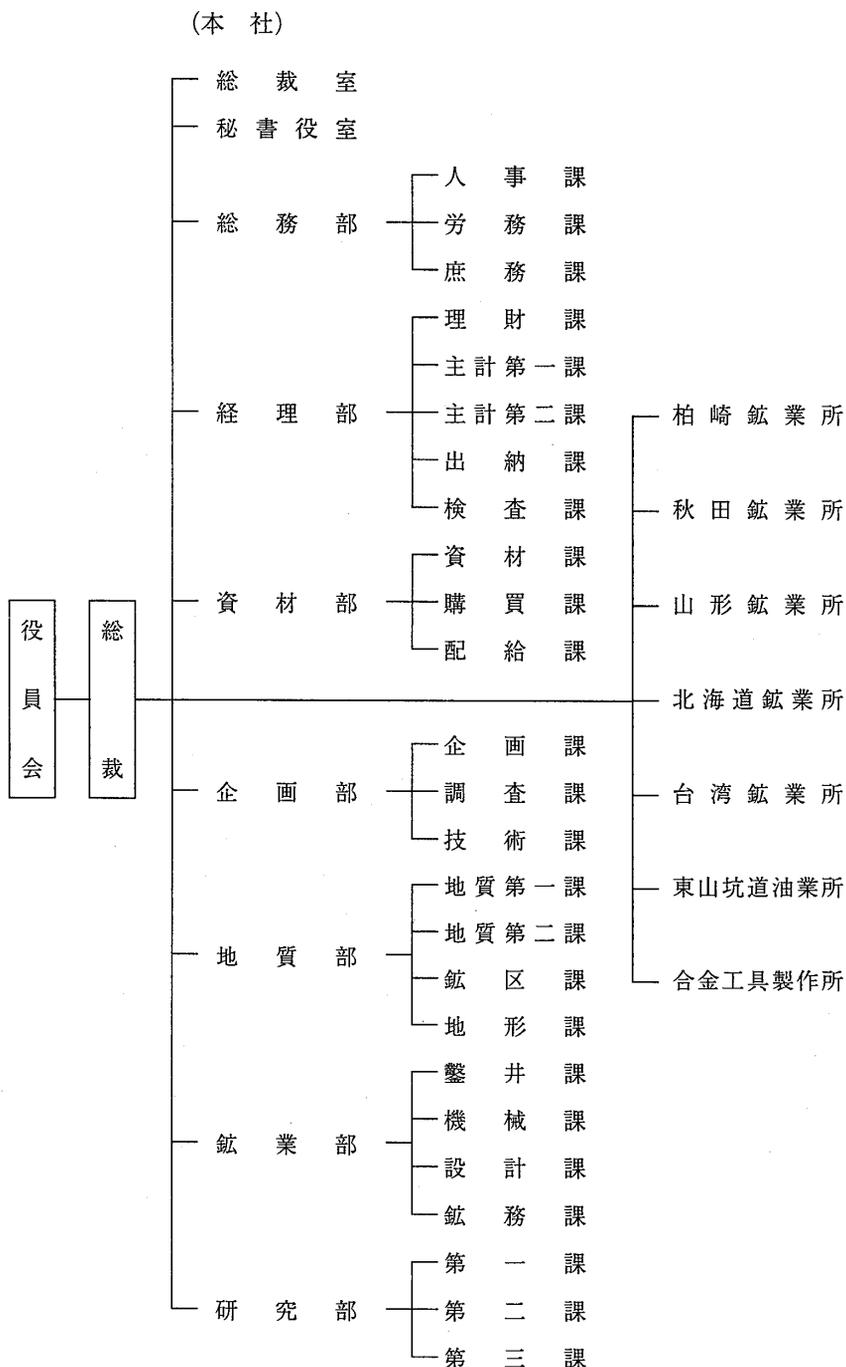
35) 同上書、29ページ。

31) 同上書、26ページ。

32) 同上書、31ページ。

図2-1 帝国石油株式会社の組織機構

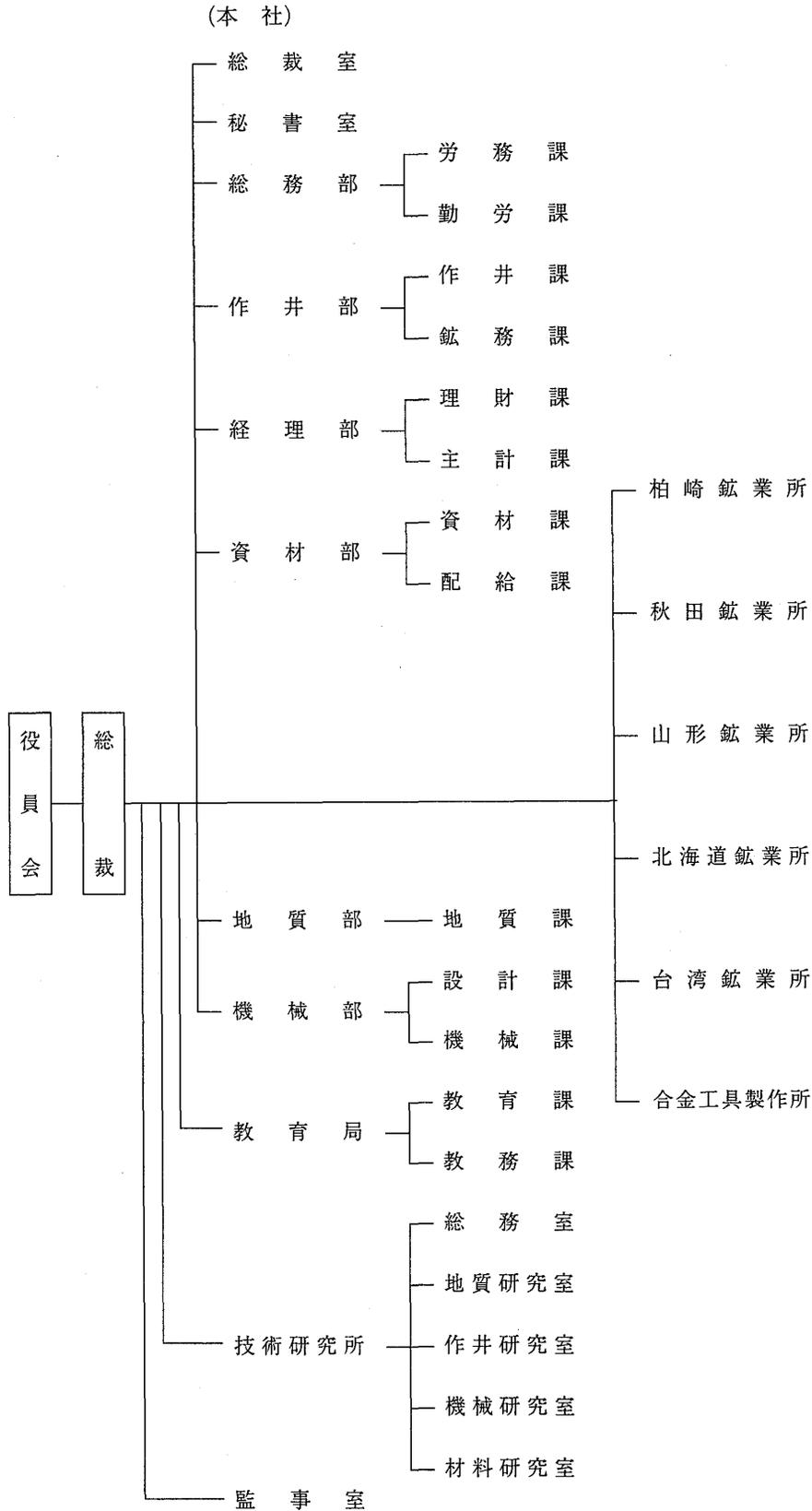
昭和17年5月15日現在（原始職制）



(出所) 同上書、323ページ。

図2-2 帝国石油株式会社の組織機構

(2) 昭和19年10月1日現在



(出所) 同上書、323ページ。

おわりに

以上のように、戦前・戦時における我が国の石油資源開発体制について検討を行ったのであるが、このような状況について井口東輔氏の『現代日本産業史 II 石油』308ページには次のような表現がなされている<sup>36)</sup>。

「かくして、わが国の石油産業における経営は、採鉱・採掘を行う石油鉱業と精製・販売を行う二つの部門に分離し、採掘から販売にいたる石油産業の全段階を一貫して経営する企業形態は、この時以来、わが国では姿を没するに至った。」

戦時体制下において、わが国の石油産業は縦割りの構造となりそれは戦後の産業構造にも少なからぬ影響を与えた。外資提携を前提として戦後の復興を遂げた日本石油産業は、原油優先輸入という戦後の石油政策の中で精製能力の拡

大を最高目的として、奇形的発展を遂げた<sup>37)</sup>。そうした戦後の止むを得ざる状況の中で、石油資源開発は等閑視的な扱いを受け、昭和30年代に至ってようやく石油資源開発株式会社（1955年12月）が設立され、再び日本海の大陸棚の石油資源の開発が始まるのである。しかし、過剰ぎみであった輸入原油を前にして、国内石油会社の反応は冷たかった<sup>38)</sup>。

最後に、戦後の帝国石油の活動に触れておこう。占領政策下で解体はどうか免れたものの、昭和25年帝石法は廃止となり民間企業として再出発を遂げた。戦時中に統合された国内石油鉱区はそのまま引き継がれ、昭和30年代における石油資源開発政策の一翼を担うこととなる。戦後の分析は今後の課題としたい。

〔九州情報大学経営情報学部 教授〕

36) 井口東輔『現代日本産業発達史 II 石油』交詢社、1963年、308ページ。

37) 有沢広巳編『現代日本産業講座 III エネルギー産業』岩波書店、1960年、42～46ページ。

38) 石油鉱業連盟編『石油鉱業連盟20年のあゆみ』1982年、15ページ。